

水道料金改定のお知らせ(鹿沼地域)

広報かぬま 3 月号でお知らせしたとおり、平成 29 年 11 月検針分より水道料金を改定させていただきますことになりました。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

【料金改定等のポイント】

- 現在は、鹿沼地域が口径別料金、栗野地域が用途別料金と、異なる料金体系になっています。これを市内全域口径別料金に統一します。(鹿沼地域の料金の値上がりはありません。)
- 主に一般家庭が使用する口径(13mm・20mm・25mm)の基本水量を10m³から5m³に引き下げ、基本料金を300円(税抜)ずつ引き下げます。
- 検針及び料金請求のサイクルを毎月から2か月に1度に変更します。



◎料金表

《現行水道料金表》

【1か月・税抜】

口径	基本水量	基本料金	従量料金単価(1m ³ 当たり)	
13mm	~10m ³	1,150円	11~20m ³	110円
20mm			21~30m ³	135円
25mm			31~50m ³	170円
		1,850円	51~100m ³	200円
			101m ³ ~	245円
30mm	/	2,100円	1~50m ³	170円
40mm		3,090円	51~100m ³	200円
50mm		6,150円	101m ³ ~	245円
75mm		11,120円	1~100m ³	200円
100mm		16,810円	101m ³ ~	245円



《新水道料金表》

【1か月・税抜】

口径	基本水量	基本料金	従量料金単価(1m ³ 当たり)	
13mm	~5m ³	850円	6~10m ³	60円
20mm			11~20m ³	110円
25mm			21~30m ³	135円
		1,240円	31~50m ³	170円
		1,550円	51~100m ³	200円
			101m ³ ~	245円
30mm	/	2,100円	1~50m ³	170円
40mm		3,090円	51~100m ³	200円
50mm		6,150円	101m ³ ~	245円
75mm		11,120円	1~100m ³	200円
100mm		16,810円	101m ³ ~	245円

※改定される料金

※栗野地域用チラシもあります。必要な方はご連絡ください。

裏面もご覧ください。

◎2か月に1度の検針・請求になります。

鹿沼地域では、検針及び請求を毎月行っておりますが、平成29年11月検針から2か月に1度の検針・請求に変更になります。9月に検針を行った後、10月には検針を行わず、11月に検針した2か月分の料金を翌月12月に請求させていただきます。検針は奇数月の1日～13日に実施し、請求は翌月の偶数月となります。新料金の適用は、11月に検針した12月請求分からです。

年月	H29.8	H29.9	H29.10	H29.11	H29.12	H30.1	H30.2
検針	○	○	×	○	×	○	×
請求	○	○	○	×	○	×	○

また、下水道を使用している方は、下水道使用料等(※)の改定はありませんが、水道料金の請求と同様に、2か月分の使用料をあわせて請求させていただきます。

(※ 特定環境保全公共下水道使用料、地域下水処理施設使用料も含まれます。)

◎新水道料金計算例… 口径20mm、2か月に1度の検針の使用水量が45m³の場合

①2か月の使用水量を2等分し、1か月の水量を計算します。割り切れない場合は、前月分を切り上げ、当月分を切り下げます。

$$45 \text{ m}^3 \div 2 \text{ か月} = 22.5 \text{ m}^3 \Rightarrow \text{前月分 } 23 \text{ m}^3 \\ \text{当月分 } 22 \text{ m}^3$$

②各月の料金を計算します。

前月分 = 23 m ³				当月分 = 22 m ³			
基本料金	(~5 m ³)		= 1,240 円	基本料金	(~5 m ³)		= 1,240 円
従量料金	6~10 m ³	60 円 ×	5 m ³ = 300 円	従量料金	6~10 m ³	60 円 ×	5 m ³ = 300 円
	11~20 m ³	110 円 ×	10 m ³ = 1,100 円		11~20 m ³	110 円 ×	10 m ³ = 1,100 円
	21~30 m ³	135 円 ×	3 m ³ = 405 円		21~30 m ³	135 円 ×	2 m ³ = 270 円
			合計 = 3,045 円				合計 = 2,910 円
			× 1.08 (消費税)				× 1.08 (消費税)
			= 3,288 円(1円未満切捨て)…A				= 3,142 円(1円未満切捨て)…B

③請求金額 A + B = **6,430 円**

(下水道をご使用の方は、③の水道料金に下水道使用料(2か月分)を合わせて請求します。)

水道料金のお支払いは便利な口座振替をご利用ください!!

12月から2か月に1度の請求になりますので、支払忘れ等を防ぐためには、口座振替が安心です。振替日は毎月15日(12月からは偶数月の15日、休業日のときは翌営業日)です。下記金融機関に通帳とお届印、検針票をご持参いただき、お手続きください。(振替開始には約1か月かかります。また、未納がある場合は、完納するまで振替が開始されません。)詳しくは、水道部までお問い合わせください。

※取扱金融機関…足利銀行・栃木銀行・筑波銀行・鹿沼相互信用金庫・中央労働金庫・上都賀農業協同組合の本店と全支店、全国のゆうちょ銀行・郵便局

検針にご協力ください

- ・メーターボックスの中や周囲はいつもきれいに。
- ・メーターボックスの上に建物や物置を作らない。
- ・メーターボックスの上に物を置かない。
- ・犬は検針の障害にならない場所につなぐ。



【問い合わせ先】

〒322-0061 鹿沼市千手町 2599
 鹿沼市 水道部 水道業務課 料金係
 (営業時間 平日 午前 8:30~午後 5:15)
 TEL 65-3141 FAX 63-0246

※栗野地域用チラシもあります。必要な方はご連絡ください。